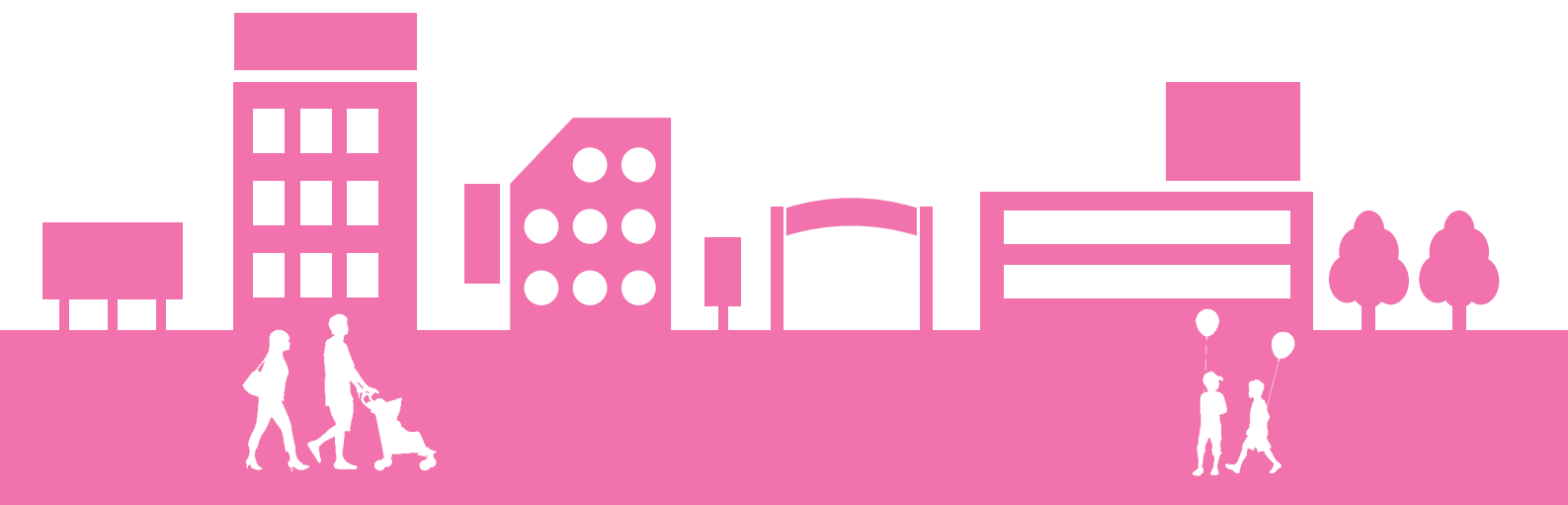




戸 田 市

屋外広告物条例のしおり



はじめに

私たちの住むまちや幹線道路沿いなどには、ポスターや立看板、広告塔や広告板など大小を問わず多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインで、周辺の景観と調和した屋外広告物は身近な情報源として有益であるとともに、まちに賑わいをもたらしたりもしますが、その反面で無秩序、無制限に出されると広告としての本来の役割を果たさないばかりか、自然やまちのもつ美しさを著しく損なうことになります。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ災害を招くこともあります。

戸田市では、屋外広告物法及び戸田市屋外広告物条例に基づき屋外広告物について必要な規制を行っています。この「しおり」は、戸田市内で屋外広告物を出す場合のルール及び手続きについて、理解していただくことを目的として作成したものです。

目次

1	屋外広告物とその規制	1
	屋外広告物とは？	1
	屋外広告物の規制	1
2	屋外広告物を出してよい場所・いけない場所	3
	禁止地域とは？	4
	許可地域とは？	5
	禁止物件とは？	5
3	許可の基準	6
	一般広告物の基準	7
	自家広告物の基準（禁止地域）	10
	自家広告物の基準（許可地域）	11
	その他の屋外広告物の基準	12
	適用除外の屋外広告物の基準	14
4	許可の手続き	15
5	管理及び点検等の注意事項	18
6	各種申請などに係る必要書類一覧	21
7	参考	22

1 屋外広告物とその規制

屋外広告物とは？

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、広告塔、広告板、立看板、貼り紙などをいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、彫刻などが対象となります。なお、営利目的かどうかは問いません。

次のようなものは屋外広告物には含みません。

- 街頭で配付されるチラシなど
- 野球場・遊園地内などで、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 単に光を発するもの（サーチライト・文字のない単一色の板への照明）
- 音響広告

屋外広告物の規制

① 良好な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の維持

良好な景観の形成

地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動との調和により形成されるもの

風致の維持

樹林地、水辺地などの自然的要素に富んだ土地（水面も含む）における良好な自然的景観、自然美

② 公衆に対する危害の防止

屋外広告物の倒壊等による
直接的危害

見通しの不良や信号機、
道路標識等の妨害による間接的危険

の2つの観点から規制を行っています。

具体的には、屋外広告物と屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物」と称します。）の大きさ、高さ、数量、光源の点滅・動光やそれらの維持管理などについて規制しています。

一般広告物と自家広告物

●一般広告物

一般広告物とは、他人の土地又は建物を利用(借用)して、自家広告物以外の屋外広告物を表示するものをいいます。

●自家広告物

自家広告物とは、自己の事業所等の建物やその敷地に、自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものをいいます。借地であったとしても、その土地(建物)で、事業所として使用し、事業内容を示すものであれば自家広告物となります。

なお、土地所有権を有していても実際の事業に供していなければ、自家広告物には該当しません。

→ 自家広告物の基準…… 10・11 ページ参照

すべての屋外広告物について共通する事項

屋外広告物を掲出する場合 について

共通基準

- ① 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- ② 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- ③ 裏面及び側面が美観を損なわないものであること

＜以下の屋外広告物は出すことが禁止されています＞
（「禁止広告物」といいます）

- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

屋外広告物の点検義務について

点検義務

点検義務者：屋外広告物の所有者等（設置者、管理者、所有者、占有者）

点検対象：すべての屋外広告物

（貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕（つり下げを含む）、アドバルーンその他これらに類する軽易な広告物等を除く）

点検時期：定期的（許可を受ける場合は、申請をする日前の3月以内）

→ 点検実施の詳細…… 19 ページ参照

2

屋外広告物を出してよい場所・いけない場所

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、特定の地域や場所では屋外広告物を出すことを禁止し（「禁止地域」といいます。）、それ以外の地域や場所は許可を受けて屋外広告物を出す（「許可地域」といいます。）ことになっています。

また、禁止地域や許可地域にかかわらず、信号機や街路樹など屋外広告物を出してはいけない物件（「禁止物件」といいます。）も定めています。

戸田市屋外広告物条例

禁止地域

一般広告物は
出せない地域

禁止物件

屋外広告物を
出してはいけない物件

許可地域

屋外広告物を出すのに
市長の許可が必要な地域

●適用除外

上記のように屋外広告物を出すには制約がありますが、法令の規定により表示する屋外広告物、公共的目的を持って表示する屋外広告物、あるいは個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で必要最小限のものについては、広範囲に例外を認めています。（これを「適用除外」といいます。）

適用除外となる屋外広告物については、禁止地域、許可地域あるいは禁止物件に関する規制の一部又は全部が緩和されます。

➡ 適用除外…… 14 ページ参照

区分	禁止地域	許可地域
一般広告物	出すことはできません。（一部の例外あり）	一定基準内で許可を受ければ出すことができます。
自家広告物	一定基準までは許可不要で出すことができます。 許可を受けると基準が緩和等されます。	左に同じ

禁止地域とは？

景勝地や美しいまち並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持をする必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない場所などを「禁止地域」としています。

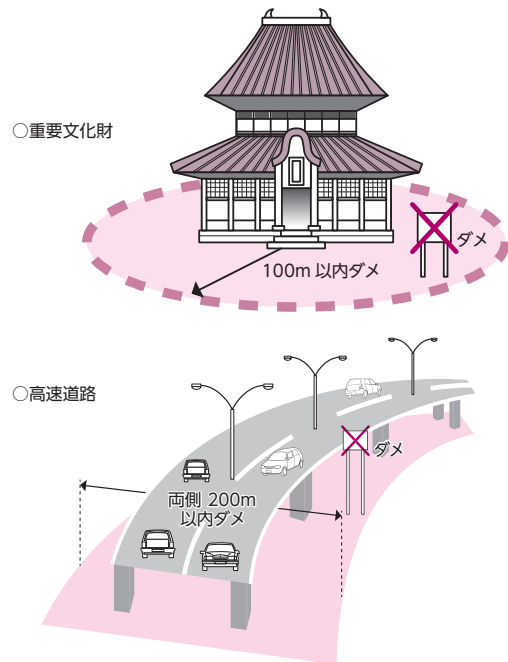
禁止地域では、一般広告物は出せません。

戸田市では、次の地域や場所を禁止地域としています。

→ 屋外広告物禁止地域 区域図…… 23 ページ参照

禁止地域

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた生産緑地地区
- 2 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の区域
- 3 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は第110条第1項の規定により仮指定された地域
- 4 埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- 5 戸田市文化財保護条例(昭和42年条例第13号)第5条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに市指定記念物に指定された地域
 - ・3代目戸田橋の親柱(周囲100メートル以内の地域を含む)
- 6 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道(新幹線鉄道を除く。)の市長が指定する区間
 - ・(通称)東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線、県道高速さいたま戸田線及び東日本旅客鉄道(駅舎を含む)の市内の全区間
- 7 道路又は鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
 - ・(通称)東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線及び県道高速さいたま戸田線の路端から両側200m以内の市内の区域(路面高以下の空間を除く)
- 8 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域
- 9 河川及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- 10 駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域
 - ・戸田公園駅西口駅前広場、北戸田駅東口駅前広場、戸田駅西口駅前広場
- 11 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- 12 延床面積200㎡以上の博物館、美術館及び病院の建造物とその敷地
- 13 墓地及びその周囲の地域で、市長が指定する区域
- 14 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域



許可地域とは？

市長の許可を受けなければ屋外広告物を出せない地域です。市内の禁止地域を除くすべての地域が許可地域となっています。

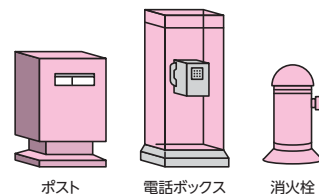
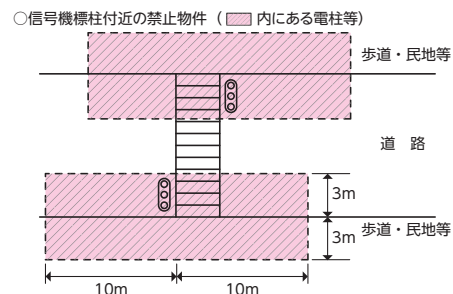
禁止物件とは？

屋外広告物を出すことにより良好な景観形成の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件は屋外広告物を出してはいけない「禁止物件」としています。

禁止物件

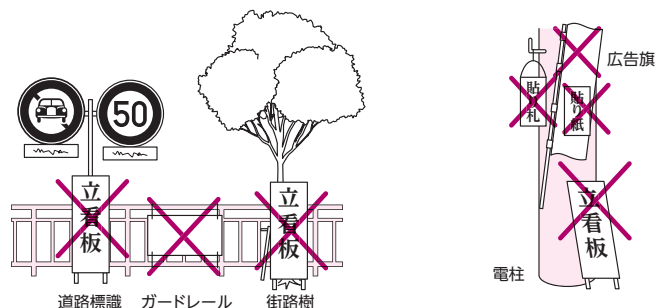
1 すべての屋外広告物の表示又は設置を禁止する物件

- (1) 橋(歩道橋を含む)、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道柵(ガードレール)、駒止め及び里程標
- (5) 信号機が設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱その他電柱に類するもの
- (6) 消火栓及び火災報知器
- (7) 郵便差出箱(郵便ポスト)、信書便差出箱、電話ボックス及び路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- (10) 形像及び記念碑
- (11) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木



2 貼り紙、貼り札、立看板、広告旗(のぼり旗)のみ表示又は設置を禁止する物件

市内の国道、県道、市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱その他電柱に類するもの

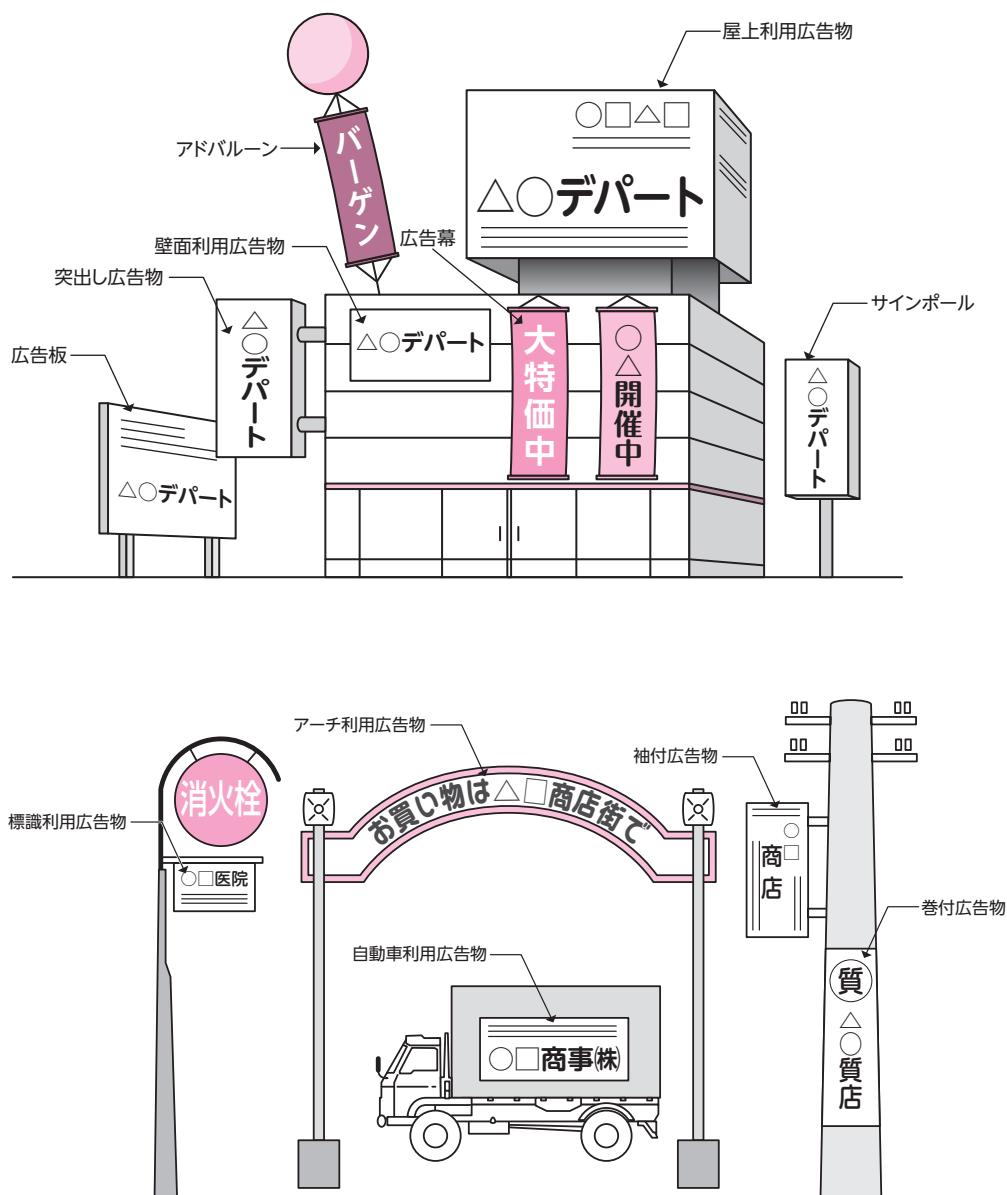


3 許可の基準

戸田市では屋外広告物をその種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに基準を設けています。

なお、ここで説明する基準は「一般広告物」に関するものですが、屋外広告物の面積や高さなどの計算方法は、自家広告物も同じです。

屋外広告物の種類



一般広告物の基準

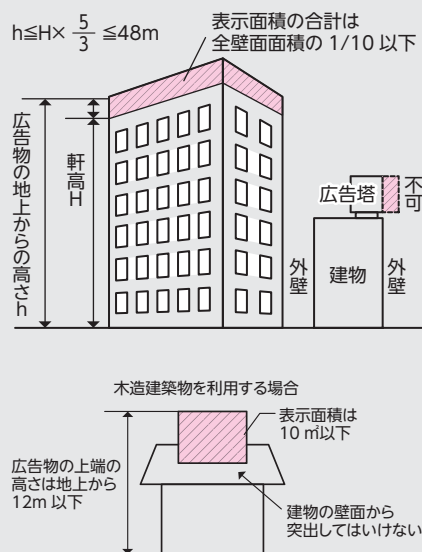
建物を利用して出す広告物の基準

建物の屋上や壁面を利用して出す屋外広告物の基準は、次のとおりです。

① 屋上を利用するもの(屋上利用広告物)……建物の屋上に出す屋外広告物です。

基準

- 1 表示面積の合計は、建物の全壁面面積の10分の1以下であること。ただし、10分の1が10㎡に満たないときは10㎡以下であること。
- 2 広告物の上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下であること。ただし、3分の5が12mに満たないときは、地上から12m以下であること。
- 3 建物の壁面から突き出さないこと。
- 4 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域に出す場合は、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。(商業地域は除く。)
- 5 表示面積が30㎡を超え、かつ、上端の高さが10mを超える場合には、広告物の色彩は色相R～Yでは彩度8以下、色相GY～RPでは彩度6以下とすること。ただし、表示面積の1/3未満の部分についてはこの限りではない。
- 6 光源を有する場合は点滅・動光しないこと。

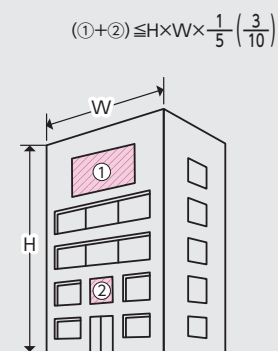


※なお、建物が木造の場合の基準は右下図及び上記で示す4、6の基準のとおりです。

② 壁面を利用するもの(壁面利用広告物)……建物の壁面に平行して出す屋外広告物です。

基準

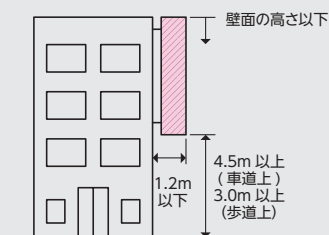
- 1 表示面積は、広告物を出す壁面の面積(開口部分を含む)の5分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあっては、10分の3以下であること。
- 2 同一の壁面に複数の広告物を出す場合は、その合計面積が1の表示面積の基準以下であること。
- 3 3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。
- 4 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域に出す場合は、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。(商業地域は除く。)
- 5 表示面積が30㎡を超え、かつ、上端の高さが10mを超える場合には、広告物の色彩は色相R～Yでは彩度8以下、色相GY～RPでは彩度6以下とすること。ただし、表示面積の1/3未満の部分についてはこの限りではない。
- 6 光源を有する場合、軒高を超える部分は点滅・動光しないこと。また、光源の点滅・動光を伴う場合は、広告物を出す壁面の10分の1以下であること。



③ 突き出すもの(突出し広告物)……建物壁面から突き出す屋外広告物です。

基準

- 1 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。
- 2 上端の高さは壁面の高さ以下であること。
- 3 道路上に突き出す場合(※)は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3.0m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。
- 4 光源の点滅・動光を伴う場合、その部分の面積は表示面積の2分の1以下であること。また道路上に突き出す部分は点滅・動光しないこと。



※道路上に突き出す場合は道路法の占用許可も受けなければなりません。

建物から独立して出す広告物の基準

建物から独立して出す屋外広告物のうち広告板、広告塔、サインポールの基準は次のとおりです。

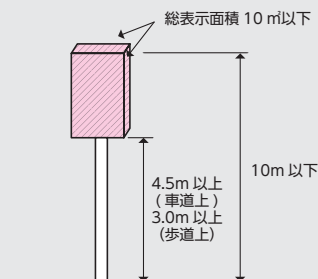
なお、建物の敷地内に出す場合と空地や農地などの建物の敷地外に出す場合とでは基準が異なりますのでご注意ください。

※サインポールとは、広告板、広告塔のうち一本の柱で設置されているものをいいます。

① 建物の敷地内に出す場合

基準

- 1 表示面積は、10㎡以下であること。ただし、自家広告物にあっては60㎡以下であること。複数の表示面がある場合は、その合計面積が10㎡以下(自家広告物は60㎡以下)であること。
- 2 上端の高さは地上から10m以下であること。
- 3 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告物で道路上に突き出す場合(※)は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3.0m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。
- 4 光源を有する場合は点滅・動光しないこと。ただし、自家広告物で光源の点滅・動光を伴う場合、その部分は道路上に突き出していないこと。光源の点滅・動光を伴う面が複数ある場合は、その合計面積が40㎡以下(一面20㎡以下)であること。
- 5 信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する、光源の点滅・動光を伴う自家広告物にあっては、道路から3m以上後退すること。



※道路上に出す場合は道路法の占用許可も受けなければなりません。

② 建物の敷地外の空地や農地などに出す場合

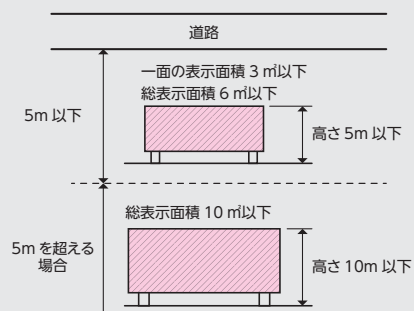
基準

道路境界からの水平距離が5m以下の場合

- 一面の表示面積は3㎡以下で、総表示面積は6㎡以下であること。
- 上端の高さは地上から5m以下であること。
- 光源を有する場合は点滅・動光しないこと。

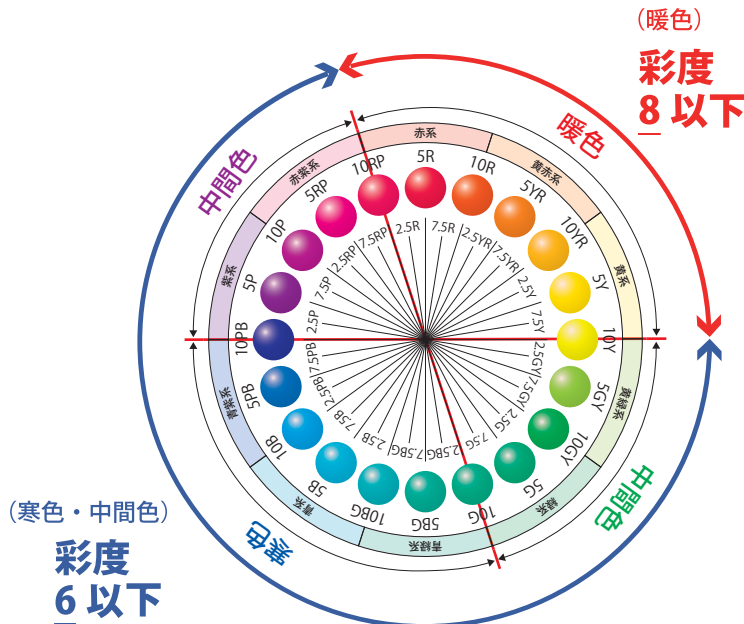
道路境界からの水平距離が5mを超える場合

- 総表示面積は10㎡以下であること。
- 上端の高さは地上から10m以下であること。
- 光源を有する場合は点滅・動光しないこと。



色彩の基準

表示面積が30㎡を超え、かつ、上端の高さが10mを超える屋外広告物の色彩は、色相がR(赤)～Y(黄)の場合は彩度8以下、GY(黄緑)～RP(赤紫)の場合は彩度6以下とします。ただし、基準値を超える色彩を使用する場合は、表示面積の1/3未満とします。



マンセル色相環

色を表す3つの属性

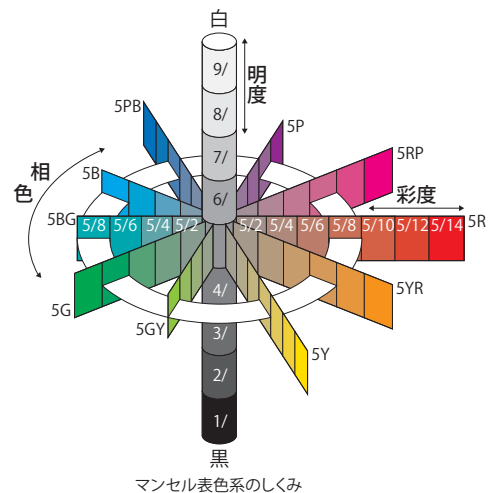
色相は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせて、10Rや5Yなどのように表記します。

明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

彩度は、あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号です。

有彩色は、10YR8/2のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N7.5のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



マンセル表色系のしくみ

有彩色



10YR 8 / 2

色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ
10ファイアール 8 の 2

無彩色



N 7.5

無彩色 明度=明るさ
エヌ 7.5

(例) マンセル表色系による色彩の表し方

※カラーチャートは、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。

自家広告物の基準（禁止地域）

区分		許可不要で出せる (条例第7条第2項第1号、規則別表第1)	許可を受ければ出せる (条例第7条第5項第1号、規則別表第2)	
建造物を利用した広告物	屋上利用広告物	表示面積	5㎡以下	全壁面面積の10分の1以下(木造建築物の場合は10㎡以下) ただし、10分の1が10㎡未満の場合は10㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上からの高さが10m以下で、かつ、広告物自体の高さは2m以下	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下 ただし、3分の5が12m未満の場合は12m以下(木造建築物の場合は地上から12m以下)
		色彩	点滅・動光しないこと 壁面から突き出していないこと	表示面積が30㎡を超え、かつ、上端の高さが10mを超える場合には、広告物の色彩は色相R～Yでは彩度8以下、色相GY～RPでは彩度6以下 ただし、表示面積の3分の1未満の部分についてはこの限りではない
		光源		同左
		その他		同左
		壁面利用広告物	表示面積	一面の壁面につき、その壁面面積(開口部を含む)の5分の1以下で、かつ、10㎡以下
	広告物の上端の高さ		軒高以下	同左
	色彩		点滅・動光しないこと	表示面積が30㎡を超え、かつ、上端の高さが10mを超える場合には、広告物の色彩は色相R～Yでは彩度8以下、色相GY～RPでは彩度6以下 ただし、表示面積の3分の1未満の部分についてはこの限りではない
	光源			同左
	その他			同左
	突出し広告物		表示面積	3㎡以下
		広告物の上端の高さ	壁面の高さ以下	壁面の高さ以下
		広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
		壁面からの突出し幅	1m以下	1.2m以下
		光源	点滅・動光しないこと	同左
		その他	道路上に突き出していないこと	(道路上に突き出す場合には道路占用許可が必要)
	建造物から独立した広告物 (広告板、広告塔、サインポール)	表示面積	5㎡以下	10㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から7m以下	地上から10m以下
広告物の下端の高さ		(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上	
設置個数		3個以下	4個以下	
光源		点滅・動光しないこと	同左	
その他		道路上に突き出していないこと	(道路上に突き出す場合には道路占用許可が必要)	
掛看板	表示面積	1㎡以下	2㎡以下	
広告幕	広告物の長さ	10m以下	15m以下	
	広告物の幅	1m以下	1.2m以下	
広告旗	表示面積等	縦1.8m以下×横0.6m以下	2㎡以下	
	高さ	3m以下	3m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと	同左	
		相互間の距離を5m以上とすること (3個以下の場合は除く)	同左	
貼り紙、貼り札及び立看板	表示面積等	貼り紙、貼り札は1㎡以下 立看板は縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下		
	その他	道路上に突き出していないこと 立看板の相互間の距離を5m以上とすること (3個以下の場合は除く)		

自家広告物の基準（許可地域）

区分			許可不要で出せる (条例第7条第2項第1号、規則別表第1)	許可を受ければ出せる (条例第6条第1項、規則別表第2)
建造物を利用した広告物	屋上利用 広告物	表示面積	全壁面面積の10分の1以下(木造建築物の場合は10㎡以下) ただし、10分の1が10㎡未満の場合は10㎡以下	同左
		広告物の上端の高さ	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下 ただし、3分の5が12㎡未満の場合は12㎡以下(木造建築物の場合は地上から12㎡以下)	同左
		色彩	表示面積が30㎡以下、または上端の高さが10m以下であること	表示面積が30㎡を超え、かつ、上端の高さが10mを超える場合には、広告物の色彩は色相R～Yでは彩度8以下、色相GY～RPでは彩度6以下であること ただし、表示面積の3分の1未満の部分についてはこの限りではない
		光源	点滅・動光しないこと	同左
		その他	壁面から突き出していないこと	同左
	壁面利用 広告物	表示面積	一面の壁面につき、その壁面面積(開口部分を含む)の5分の1以下 ただし、都市計画法第8条第1項の規定による近隣商業地域及び商業地域にあっては10分の3以下	同左
		広告物の上端の高さ	(基準なし)	同左
		色彩	表示面積が30㎡以下、または上端の高さが10m以下であること	表示面積が30㎡を超え、かつ、上端の高さが10mを超える場合には、広告物の色彩は色相R～Yでは彩度8以下、色相GY～RPでは彩度6以下であること ただし、表示面積の3分の1未満の部分についてはこの限りではない
		光源	軒高を超える部分は、点滅・動光しないこと 点滅・動光する部分の面積は、一面の壁面につき、その壁面面積(開口部分を含む)の10分の1以下	同左
		その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	同左
	突出し 広告物	表示面積	(基準なし)	同左
		広告物の上端の高さ	壁面の高さ以下	同左
		広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上：3m以上、車道上：4.5m以上
		壁面からの突出し幅	1.2m以下	同左
		光源	点滅・動光する部分の面積は、表示面積の2分の1以下	同左と道路上に突き出す部分は点滅・動光しないこと
		その他	道路上に突き出していないこと	(道路上に突き出す場合には道路占用許可が必要)
建造物から 独立した広告物 (広告板、広告塔、 サインポール)	表示面積	10㎡以下	60㎡以下	
	広告物の上端の高さ	地上から10m以下	同左	
	広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上：3m以上、車道上：4.5m以上	
	設置個数	4個以下	(基準なし)	
	光源	(基準なし)	道路上に突き出す部分は点滅・動光しないこと 点滅・動光する部分の面積は40㎡以下(一面20㎡以下) ただし、信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること	
	その他	道路上に突き出していないこと	(基準なし)	
掛看板	表示面積	2㎡以下	2㎡以下(下端の高さ基準あり)	
広告幕	広告物の長さ	15m以下	(許可不要以上の基準なし)	
	広告物の幅	1.2m以下		
広告旗	表示面積	2㎡以下	(許可不要以上の基準なし)	
	高さ	3m以下		
	その他	道路上に突き出していないこと 相互間の距離を5m以上とすること (3個以下の場合は除く)		
貼り紙、 貼り札及び 立看板	表示面積等	貼り紙又は貼り札は1㎡以下 立看板は縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下	同左	
	その他	道路上に突き出していないこと 立看板の相互間の距離を5m以上とすること (3個以下の場合は除く)	表示者の連絡先を明示すること 同左	

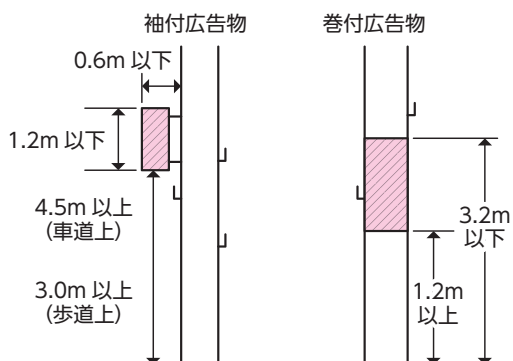
その他の屋外広告物の基準

広告物の種類		許可の基準		
電 柱 ・ 街 灯 柱 等 利用広告物	袖付 広告物	縦・出幅	1.2m以下×0.6m以下	
		路面からの下端までの高さ	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	
		その他	車道寄りの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出すこと	
	巻付 広告物	上端の高さ	地上から3.2m以下	
		下端の高さ	地上から1.2m以上	
標識利用広告物		表示面積	0.5㎡以下／面	
アーチ利用広告物（※）		アーチ部分 利用	路面から上端までの高さ	歩道上：5.5m以下 車道上：7.5m以下
			路面から下端までの高さ	歩道上：3.5m以上 車道上：5m以上
		支柱部分 利用	上端までの高さ	地上から3m以下
			下端までの高さ	地上から1.2m以上
自動車利用広告物		広告宣伝用自動車	広告宣伝用自動車であること	
		広告宣伝用自動車以外	各側部1㎡以下 後部0.3㎡以下	
掛看板		表示面積	2㎡以下／面	
		路面から下端までの高さ	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	
広告幕		長さ・幅	15m以下×1.2m以下	
		路面から下端までの高さ	5m以上	
アドバルーン（※）		気球の大きさ	直径3m以下	
		広告幕(網を含む)の長さ・幅	15m以下×1.5m以下	
		上端の高さ	地上から45m以下	
貼り紙		表示面積	1㎡以下	
貼り札		表示面積	1㎡以下	
		その他	表示者の連絡先を明示すること	
広告旗		縦・横	1.8m以下×0.6m以下	
		高さ	3m以下	
		その他	道路上に突き出していないこと	
			表示者の連絡先を明示すること	
			広告物の相互間の距離を5m以上とすること(3個以下の場合は除く)	
立看板		縦(脚部を含む)・横	1.8m以下×0.6m以下	
		その他	表示者の連絡先を明示すること	
			広告物の相互間の距離を5m以上とすること(3個以下の場合は除く)	
バス停上屋		表示面積	2㎡以下	

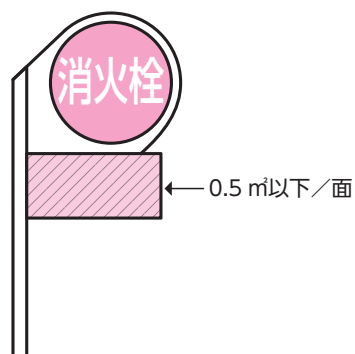
(※)アーチ利用広告物・アドバルーンで光源を有する場合は点滅・動光しないこと。

その他の屋外広告物とは？

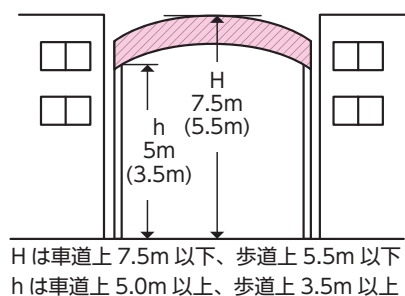
■電柱・街灯柱等利用広告物



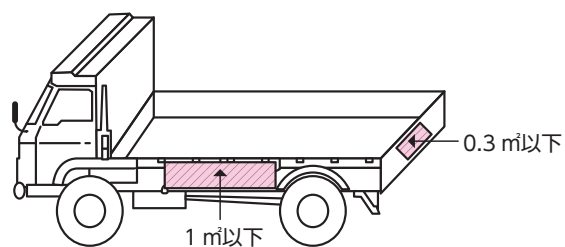
■標識利用広告物



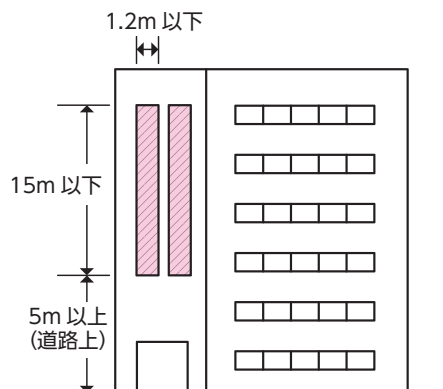
■アーチ利用広告物



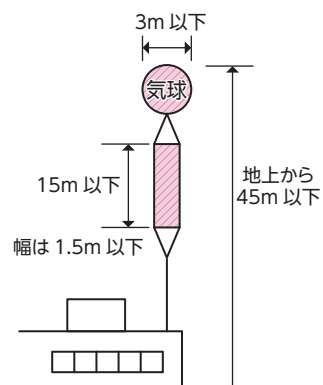
■自動車利用広告物



■広告幕



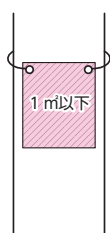
■アドバルーン



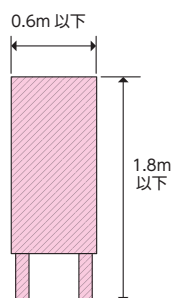
■貼り紙



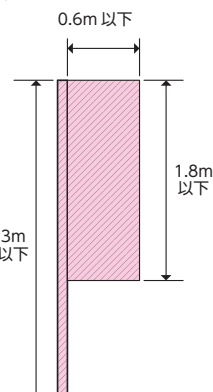
■貼り札



■立看板



■広告旗



適用除外の屋外広告物の基準

適用除外の屋外広告物の区分とその内容、そして禁止地域などでの取り扱いは次のとおりです。

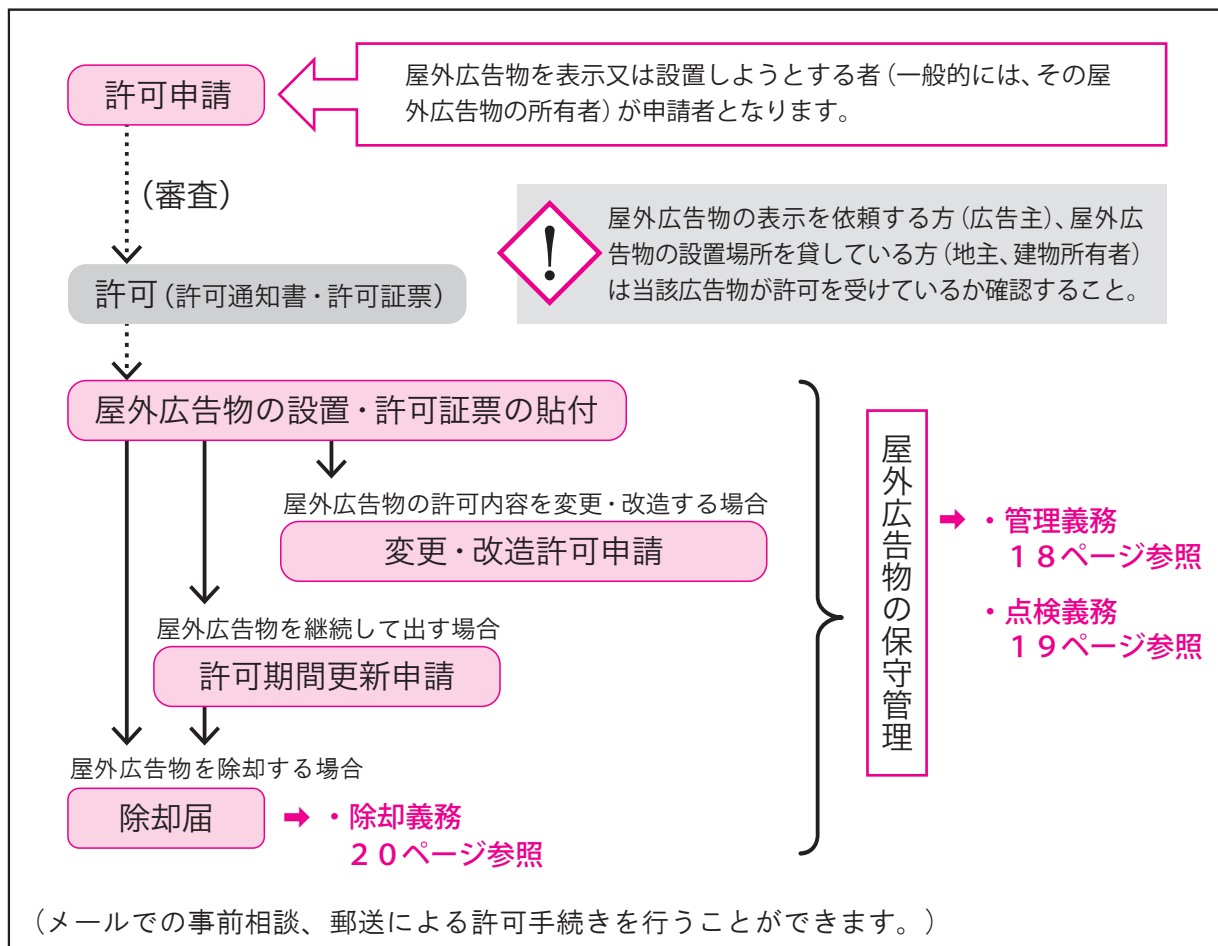
広告物の区分	内容	出せる 禁止地域でも	出せる 禁止物件でも	貼り紙等の禁止 物件でも出せる	適用除外となる基準等															
法令の規定により表示する広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	○	○	○																
選挙運動のために表示する広告物(※)	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	○	○	○																
国等が表示する広告物	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物	○	○	○	表示期間が1年を超える、上端の高さが10mを超える、表示面積が10㎡を超える、いずれにも該当する場合は、市長への協議が必要															
自家広告物	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの	自家広告物の基準 (1) (2) を参照ください																		
乗用車又は貨物自動車に表示する広告物(※)	乗用車又は貨物自動車に、自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等のみを表示するもの	○	—	—																
禁止物件の場合	石垣、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンクその他のタンクに限る	×	○	×	石垣、擁壁＝表示面積5㎡以下 送電塔、ガスタンク等＝表示面積15㎡以下															
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	○	×	×	表示面積:2㎡以下/個															
禁止物件の場合		×	○	○	規則別表第1に定める基準															
冠婚葬祭用の広告物(※)	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	○	×	○																
催し物用の広告物(※)	講演会等のため、その会場の敷地内に表示するもの	○	×	×																
タクシーに表示する広告物(※)	タクシーに他者の広告物を表示するもの	○	—	—	表示面積:各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下															
バスに表示する広告物(※)	路線バスや貸切バスに他者の広告物を表示するもの	○	—	—	表示面積:底部を除く表面積の10分の3以下(窓、ドア等のガラス面は表示不可)															
他の都道府県市の条例の規定に従って表示される自動車の広告物	他の都道府県市を使用の本拠地とする自動車で、その都道府県市の条例に従って表示するもの	○	—	—																
人、動物、車両(自動車を除く)、船舶に表示する広告物(※)	人、動物、車両(自動車を除く)、船舶に表示するもの	○	×	—																
公共掲示板に表示する広告物(※)	地方公共団体が設置する公共掲示板にその団体の許可等を得て表示するもの	○	—	—																
工事現場の仮囲いに表示する広告物(※)	工事期間中に宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵若しくは写真、又は工事施工者名等を表示するもの	○	×	—	工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、仮囲いの面積の20分の1以下															
ガスタンク等に表示する自家広告物	周囲の景観に調和した絵又は写真を表示するもの	×	○	—																
営利を目的としない立看板等(※)	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のための貼り紙、貼り札、広告旗、立看板	×	×	○	表示期間が15日を超える															
		×	×	○	<table><tr><td rowspan="3">表示面積等</td><td>貼り紙</td><td>1㎡以下</td></tr><tr><td>貼り札</td><td>1㎡以下</td></tr><tr><td>広告旗</td><td>縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路に突き出していないこと</td></tr><tr><td>立看板</td><td>縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下</td></tr><tr><td>表示内容</td><td colspan="2">表示の始期と終期を明示。貼り札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示</td></tr><tr><td>表示期間</td><td colspan="2">15日以内</td></tr></table>	表示面積等	貼り紙	1㎡以下	貼り札	1㎡以下	広告旗	縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路に突き出していないこと	立看板	縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下	表示内容	表示の始期と終期を明示。貼り札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示		表示期間	15日以内	
					表示面積等		貼り紙	1㎡以下												
							貼り札	1㎡以下												
						広告旗	縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路に突き出していないこと													
立看板	縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下																			
表示内容	表示の始期と終期を明示。貼り札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示																			
表示期間	15日以内																			
案内用の広告物	道標、案内図板、公共的目的又は公衆の利便に供する目的のために表示するもの	○	×	×	表示面積:10㎡以下															
寄贈者名を表示するための広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	○	○	○	表示面積:表示方向から見た施設等の面積の20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下															

○:適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能 ○:許可を受ければ表示可能 ×:表示することができない

※:点検の適用除外となる広告物又は掲出物件(詳細は19ページ参照)

4 許可の手続き

屋外広告物の許可手続きは、次のとおりです。



なお、その他関係法令に基づく手続きの必要なものがあります。

事項	必要な許可等の種類	申請書等の提出先・問い合わせ先
道路敷地で上空を占有する場合	道路占用許可(道路法)	道路管理者(国・県・市道路管理課)
設置にあたって道路敷地を使用する場合	道路使用許可(道路交通法)	蕨警察署
工作物自体が高さ4mを超える場合	工作物の確認(建築基準法)	越谷建築安全センター(県)、 市まちづくり推進課、指定確認検査機関
ネオン管、水素使用のアドバルーンなどは、 「消防法」の規定による届出が必要となる場合があります。		市消防本部
「医療法」、「歯科技工士法」、「介護保険法」、「薬事法」などで 記載内容が制限される場合があります。		川口保健所
土地区画整理事業区域内では、「土地区画整理法」の規定による 申請等が必要となる場合があります。		市土地区画整理事務所
農地法に関する事項		市経済戦略室
河川法に関する事項		河川管理者(国・県・市河川課)

許可手数料は…

許可申請をする場合は、屋外広告物の種類や面積などに応じて許可申請手数料を納めていただきます。

また、許可期間は、3年を限度としており、種類に応じて次の基準があります。

種類		単位	金額	許可期間基準
広告塔		1㎡	350円	3年以内
広告板		1㎡	350円	
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告物(貼り紙及び貼り札を除く)		1個	350円	
標識利用広告物		1個	170円	
アーチ利用広告物		1基	3,500円	
自動車利用広告物	広告宣伝用自動車を利用するもの	1台	2,000円	
	その他のもの	1台	800円	1年以内
掛看板		1個	700円	
広告幕(つり下げを含む)		1張	350円	3月以内
アドバルーン		1個	1,750円	
立看板	紙製又は布製のもの	1個	170円	1月以内
	その他のもの	1個	350円	
貼り紙		50枚	350円	
貼り札		10枚	350円	
広告旗		1本	350円	

※広告塔又は広告板で単位1㎡未満のものは、1㎡として計算します。

※貼り紙で単位50枚未満のものは、50枚として計算します。

※貼り札で単位10枚未満のものは、10枚として計算します。

許可証票

許可を受けると許可証票(シール)が交付されますから、許可された屋外広告物に貼付してください。

なお、貼り紙など証票のなじみにくいものには許可の押印をします。



屋外広告物の設置を依頼する場合は…

埼玉県知事の登録を受けた屋外広告業者でなければ、市内で、屋外広告物の設置はできません。

屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、埼玉県に「屋外広告物業の登録をした業者」へ依頼してください。

なお、登録済みの業者であるかどうかは、埼玉県都市計画課、埼玉県ホームページでご確認ください。

事前相談の方法について…

屋外広告物の表示又は設置、改造等をご検討の際は、メールを活用した事前相談をしていただくようご案内しております。計画中の図面や資料等を添付の上、ご連絡いただきますようお願いいたします。

（メール：tosikei@city.toda.saitama.jp）

郵送での手続きの仕方について…

許可申請書等について、郵送での手続きが可能です。必要書類を必要部数ご用意の上、郵送いただきますようお願いいたします。

納入通知書等の手続きや副本の受取りが必要な方は、返信用封筒を同封してください。なお、送料は申請者の負担となります。

（宛先：〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 戸田市 都市計画課 都市景観担当）

5 管理及び点検等の注意事項

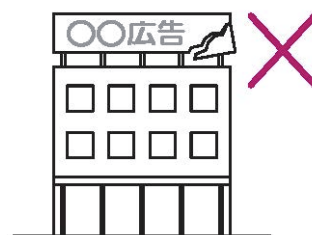
管理義務

●事故防止

屋外広告物が強風等により落下や倒壊をして、通行する人などに被害を与える事故が発生しています。

事故を未然に防ぐためにも、屋外広告物は十分信頼のおける品質で、強度的にも余裕のある材料を用いて製作してください。

また、補修、除却、その他必要な管理を怠らないようにし、事故を防止するために万全の注意を払ってください。



●管理者制度

近年では、屋外広告物の大型化や都市の過密化などに伴い、屋外広告物による事故の可能性が大きくなっています。

このような背景から、屋外広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、許可を受ける屋外広告物は、専門知識を有する管理者にその屋外広告物の管理をしていただくことが義務づけられています。

管理者とは…

- ① 埼玉県に屋外広告業の登録をした者
- ② 都道府県、指定都市又は中核市が開催する屋外広告物講習会を修了した者
- ③ 屋外広告士
- ④ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者で次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係るもの
- ⑤ 知事が講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

なお、管理者を変更したときは、市長に届け出なければなりません。

点検義務

●安全点検

すべての屋外広告物は定期的な点検を行うことが義務づけられています。落下や倒壊による事故を防止するため、適切な点検を実施してください。

●点検実施

○点検義務者（有資格者等に点検をさせなければならない者）

- ・設置者（施工者、設置業者等）
- ・管理者（広告物、掲出物件の管理者）
- ・所有者（広告物、掲出物件の所有者）
- ・占有者（賃借等により広告物等を占有している者）

○点検対象物

- ・すべての屋外広告物（※軽易な広告物は除く）

○有資格者による点検が必要なもの

- ・許可が不要な屋外広告物
 - ・）上端の高さが地上から4 m超：有資格者
 - ・）上端の高さが地上から4 m以下：誰でも可
- ・許可が必要な屋外広告物
 - ・）上端の高さに関わらず：有資格者

○点検時期

- ・定期的（許可を受ける場合は、申請をする日前の3月以内）

○点検項目

- ・最大17項目
（基礎部や支持部、取付部、広告板、照明装置等の腐食や破損、変形等）

有資格者となる点検者とは…

- ① 屋外広告士
- ② 都道府県、指定都市又は中核市が開催する屋外広告物講習会を修了した者
- ③ 建築士
- ④ 電気工事士
- ⑤ 第一種～三種電気主任技術者
- ⑥ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者で次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係るもの
 - イ 帆布製品の製造、取付に係るもの
- ⑦ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者
- ⑧ 知事が同等以上の知識を有するものと認定した者

※※点検の適用除外となる屋外広告物

- ・貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕（つり下げを含む。）、アドバルーンその他これらに類する軽易な広告物
- ・法令の規定により同程度の点検を実施することとされているもの
- ・壁面に描かれた広告物
- ・広告物の表示内容のみを変更するもの
- ・設置した日から3月以内のもの、建築基準法の規定による検査済証交付日から1年以内のもの
- ・14ページ「適用除外の屋外広告物の基準」表中、※マークの記載のあるもの（広告物を掲出する物件を除く。）

除却義務

屋外広告物を表示又は設置する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。

除却する屋外広告物が許可を受けたものであるときは、除却前後の写真を添えて市長に届け出なければなりません。（これを「除却届」といいます。）

簡易除却

「簡易除却」とは、貼り紙、貼り札、立看板、広告旗のうち次の要件を満たすものは、屋外広告物法によって、除却する旨を所有者等に伝えることなく除却することが認められている制度です。

● 簡易除却の要件

屋外広告物条例に
明らかに違反しているもの

管理されずに放置されているもの
(貼り紙を除く)

※ 禁止物件に、貼り紙、貼り札、立看板、広告旗を表示することは屋外広告物条例に違反しています。

しかし、禁止物件に、貼り紙、貼り札で「営利を目的としない活動のためのもの」や「冠婚葬祭等の行事のためのもの」は一時的に出すことができるものもあります。

➡ 適用除外…… 14 ページ参照

また、除却できるのは次の者です。

①戸田市長

②戸田市職員
(市長が命じた者)

③市長が委任した者

罰則

屋外広告物条例に違反した場合は罰金刑に処される場合があります。

例示すると…

許可が必要な屋外広告物を
無許可で出したとき

禁止地域や禁止物件に
屋外広告物を出したとき

除却命令に
従わなかったとき

などです。

6

各種申請などに係る必要書類一覧

	様式の名称	添 付 書 類							必要部数
		案内図	屋外広告物の仕様書及び図面	現状の写真	安全点検報告書等 ・点検者の資格証の写し ・点検時の写真※	管理者の資格証の写し	所有者等の借用承諾書等	手数料	
新たに申請する場合	屋外広告物等許可申請書	○	○	○	—	○	○	○	正副各1部(添付書類も同様)
既に設置されている広告板等に屋外広告物を表示することとなった場合									
屋外広告物の規模を変更する場合や表示内容を変更する場合					○ (表示内容のみを変更する場合は除く)				
許可期間を更新する場合	屋外広告物等許可期間更新申請書								
屋外広告物を除却した場合	除却届	×	×	○ (除却前後)	×	×	×	—	1部(添付書類含む)
設置者又は管理者を変更した場合	屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届	×	×	×	×	○ (管理者変更の場合)	×	—	
設置者又は管理者の氏名(名称)、住所が変更した場合	屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届	×	×	×	×	×	×	—	
屋外広告物が滅失した場合	屋外広告物等滅失届	×	×	×	×	×	×	—	

(代理者によって、申請・届出を行う場合は、委任状を添付してください。)

※点検時の写真について

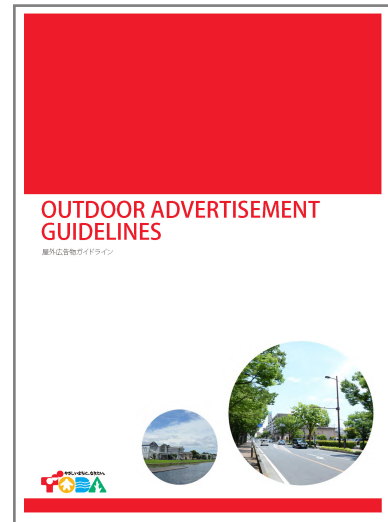
- ・全景及び点検箇所の状態を確認できる写真

(点検により異常が認められた箇所は、当該箇所を補修したことを確認できる写真を含む。)

7 参考

屋外広告物ガイドライン

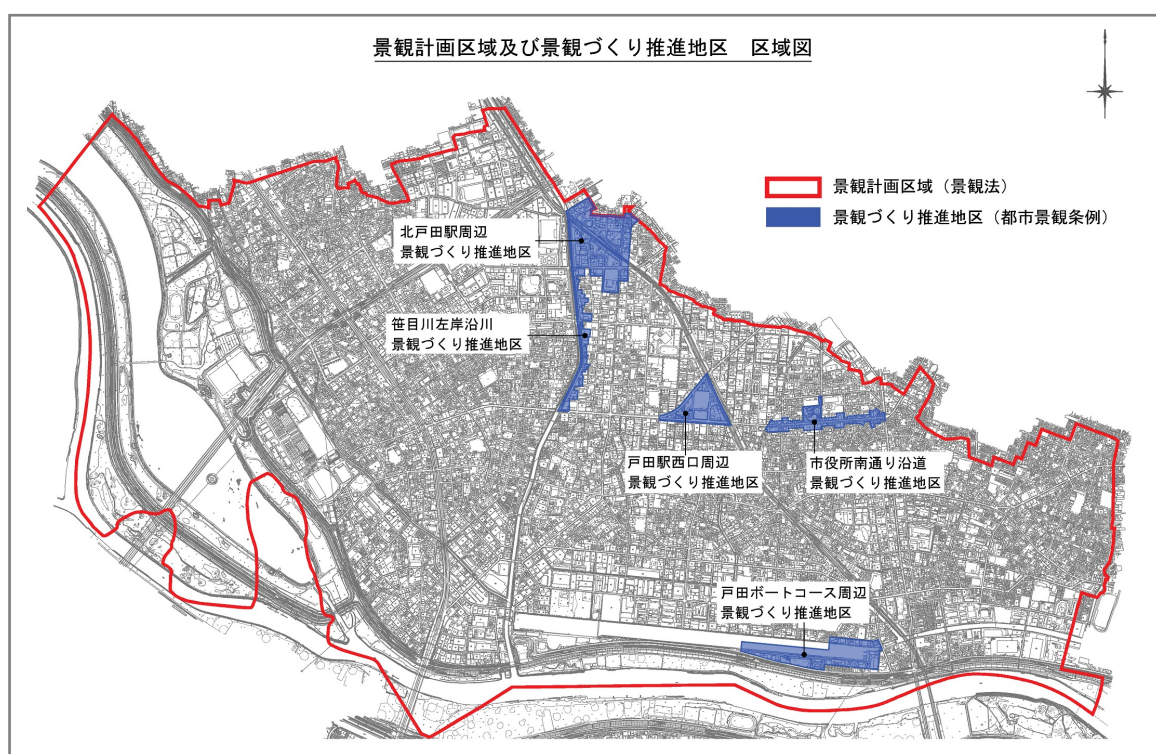
戸田市における屋外広告物による景観の望ましい姿を示すとともに、屋外広告物を設置する際に考慮すべき具体的な配慮事項等について、屋外広告物を設置するエリアや種類・要素毎にまとめています。



景観づくり推進地区

戸田市都市景観条例に基づき、拠点的な地区やシンボルロード沿道など、戸田の顔となるような地区について、重点的に地区の特性を生かした景観づくりを推進するために、その地区を「景観づくり推進地区」として指定しています。

屋外広告物の新設等の際に設置場所が「景観づくり推進地区」に該当する場合、該当地区の景観づくり推進計画に沿った上で、行為の届出が必要となります。



屋外広告物禁止地域 区域図

凡 例
禁止地域



禁止地域一覧表（令和4年3月1日時点）

図示	条項	施設名称
○	第4条第1号	生産緑地地区
○	第4条第5号	3代目戸田橋親柱（周囲100m以内の地域を含む）
○	第4条第6号	（通称）東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線、県道高速さいたま戸田線及び東日本旅客鉄道（駅舎を含む）の市内全区間
○	第4条第7号	（通称）東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線及び県道高速さいたま戸田線の路端から両側200m以内の市内の区域（路面高以下の空間を除く）
○	第4条第8号	都市公園
○	第4条第10号	戸田公園駅西口駅前広場、北戸田駅東口駅前広場、戸田駅西口駅前広場
	第4条第11号	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
	第4条第12号	延床面積200㎡以上の博物館、美術館及び病院の建造物とその敷地
	第4条第14号	社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域

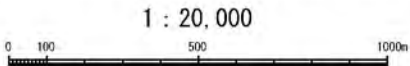
・禁止地域の位置及び区域の概略を示した参考図です。
（第4条第8号の一部（県立戸田公園の区域）、第11号、12号、14号の禁止地域は図示しておりません。）
・関係法令の地区等指定及び解除に伴い、変更となる場合があります。
・詳細については戸田市都市計画課までお問い合わせください。

戸田市屋外広告物条例における禁止地域とは…

- ・景勝地や美しいまち並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持をする必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない場所などを「禁止地域」としています。
- ・禁止地域では、一般広告物は出せません。

戸田市屋外広告物条例 第4条（抜粋）
禁止地域等

1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた生産緑地地区
2. 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域
3. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は第110条第1項の規定により仮指定された地域
4. 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100m以内の地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
5. 戸田市文化財保護条例（昭和42年条例第13号）第5条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに市指定記念物に指定された地域
6. 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び鉄道（新幹線鉄道を除く。）の市長が指定する区間
7. 道路又は鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
8. 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
9. 河川及びその付近の地域で、市長が指定する区域
10. 駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域
11. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
12. 延床面積200㎡以上の博物館、美術館及び病院の建造物とその敷地
13. 墓地及びその周囲の地域で、市長が指定する区域
14. 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域





戸田市 都市整備部 都市計画課

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

TEL 048-441-1800(内線320) FAX 048-433-2200

Eメール tosikei@city.toda.saitama.jp

令和4年7月改定